

## 深川市から転出される方へ

新住所地に住み始めた日から**14日以内**に転入届をしてください。

届出は転出証明書と印鑑が必要です。また、異動される方全員のマイナンバーの通知カード、お持ちの方はマイナンバーカード・住民基本台帳カードをご持参ください。(新住所をカードに追記します)

※14日以内に届出をしない場合は、過料に処されることがありますのでご注意ください。

手続きの内容		深川市での手続き	新住所地での手続き
印鑑登録をしている方		印鑑登録証をお返してください。 <b>戸籍住民係(1番窓口)</b>	新たに印鑑登録の手続きをしてください。
国民健康保険に加入している方		国民健康保険証をお返してください。 <b>医療年金係(2番窓口)</b>	印鑑を持参のうえ、加入の手続きをしてください。
市立小・中学校に在学している児童・生徒のいる方		学校から転校に必要な在学証明書と教科書給与証明書をお受け取りください。 <b>【問合せ先】教育委員会学校教育係</b> (Tel0164-26-2332)	在学証明書・教科書給与証明書のほか入校通知書(新住所地発行)を持参のうえ、入校の手続きをしてください。
市内保育所に通所している児童のいる方		<b>子育て支援推進室子育て支援係</b> へご連絡ください。 (Tel0164-26-2237)	<b>子育て支援係</b> でご案内します。
児童手当を受給している方		消滅届を提出してください。 <b>戸籍住民係(1番窓口)</b>	印鑑を持参のうえ、認定請求の手続きをしてください。(公務員の方は勤務先)
児童扶養手当を受給している方		<b>子育て支援係(6番窓口)</b> で手続きをしてください。	<b>子育て支援係</b> でご案内します。
後期高齢者医療保険に加入されている方		後期高齢者医療費保険者証をお返してください。 <b>医療年金係(2番窓口)</b>	手続きはありません。 (転入届により被保険者証が郵送されますが、市区町村で異なる場合がありますので、新住所地で確認してください。)
子ども医療受給者証をお持ちの方		子ども医療受給者証をお返してください。 <b>医療年金係(2番窓口)</b>	印鑑・健康保険証・所得証明書等を持参のうえ、手続きをしてください。
重度医療受給者証をお持ちの方		重度医療受給者証をお返してください。 <b>医療年金係(2番窓口)</b>	印鑑・健康保険証・身体障害者手帳・所得証明書等を持参のうえ、手続きをしてください。
ひとり親家庭等医療受給者証をお持ちの方		ひとり親家庭等医療受給者証をお返してください。 <b>医療年金係(2番窓口)</b>	印鑑・健康保険証・児童扶養手当証書・所得証明書等を持参のうえ、手続きをしてください。
介護保険	要介護・要支援認定を受けている方(申請中の方を含む)	介護保険被保険者証を返し、介護保険受給資格証明書をお受け取りください。 <b>高齢者支援課地域包括支援係</b> (デ・アイ窓口)	介護保険受給資格証明書を持参のうえ、要介護・要支援認定の手続きをしてください。
	介護保険被保険者証をお持ちの方(65歳以上の方全員)	介護保険被保険者証をお返してください。 <b>戸籍住民係(1番窓口)</b>	手続きはありません。 (転入届により被保険者証が郵送されますが、市区町村で異なる場合がありますので、新住所地で確認してください。)
水道・下水道などを使用している方		閉栓の手続きのため、 <b>戸籍住民係(1番窓口)</b> 又は <b>上下水道課業務係(Tel0164-26-2365)</b> へご連絡ください。水落しを忘れずに行なってください。口座で精算の場合は、2～3か月後まで振替があります。口座を閉じた方には納付書が送付されます。	各市町村で手続きが異なりますので、新住所地で確認してください。
市(道)営住宅に入居している方		<b>建築住宅課住宅係</b> へご連絡ください。 (Tel0164-26-2453)	
高齢者バス助成制度利用者証をお持ちの方		利用者証(黄色カード)をお返してください。 <b>企画財政課企画係(市役所2階 Tel0164-26-2246)</b> 未使用の乗車券は払い戻しできます。(通帳等口座番号のわかるものが必要です。) ※乗車券は、登録者本人以外使用できません。	